

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	災害対策基本法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、被災者台帳作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊中市長

## 公表日

令和5年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	災害対策基本法に関する事務
②事務の概要	災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「法」という。)に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、個別避難行動計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳作成に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①法第49条の10第1項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務 ②法第49条の14第1項の個別避難計画の作成に関する事務 ③法第90条の2第1項の罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ④法90条の3第1項の被災者台帳の作成に関する事務
③システムの名称	①避難行動要支援者名簿システム ②被災者支援システム ③共通基盤システム(庁内連携システム) ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバー ⑥住民基本台帳ネットワークシステム ⑦サービス検索・電子申請機能 ⑧申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
避難行動要支援者名簿ファイル、被災者支援台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第36の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第28条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第56の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	危機管理課、固定資産税課
②所属長の役職名	危機管理課長、固定資産税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 ( 豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054 )

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	危機管理課 ( 豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎3階) 電話番号 06-6858-2086 ) 固定資産税課 ( 豊中市中桜塚3-1-1(第一庁舎2階) 電話番号 06-6858-2150 )

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I-1 ③システムの名称	①避難行動要支援者名簿システム ②被災者支援システム ③共通基盤システム(庁内連携システム) ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバー ⑥住民基本台帳ネットワークシステム	①避難行動要支援者名簿システム ②被災者支援システム ③共通基盤システム(庁内連携システム) ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバー ⑥住民基本台帳ネットワークシステム ⑦サービス検索・電子申請機能 ⑧申請管理システム	事後	
令和5年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	